

マーク概要

- 日…日時
- 場…会場
- 内…内容
- 対…対象者
- 定…定員
- 持…持参品
- 募…募集期限・期間
- 申…申込方法・申込先
- 円…参加費
- 講…講師
- 備…ほかの情報
- FAX…ファクス番号
- Eメール
- 問…問い合わせ先

お知らせ

国民健康保険被保険者証の更新などについて

現在使用中の、国民健康保険被保険者証の有効期限は、7月31日（日）です。

新しい被保険者証を7月下旬に郵送しますので、8月以降に医療機関を受診する場合は、必ず新しい被保険者証を提示してください。なお、有効期限が過ぎた被保険者証は、ご自身で処分していただくようお願いいたします。

国民健康保険納入通知書の発送は、7月中旬を予定しています。なお、第1期納期限は8月1日（月）です。

問 国民健康保険課 国民健康保険係

28・6020

医療費助成制度

■子ども（乳幼児）医療費助成（事前申請必要）

対 0歳児～15歳児（中学3年生まで）
申請に必要な物
健康保険被保険者証、認め印

■ひとり親家庭医療費助成（事前申請必要）

対 ひとり親家庭の母もしくは父及び児童、準ひとり親家庭（祖母もしくは祖父と孫、姉もしくは兄と弟妹）、父母のない児童。原則として児童は20歳未満。ただし、学校教育法第1条に定める学校に就学中の方または、一定以上の障がいがある方は、引き続き児童とみなします。

※所得税課税世帯の方は原則対象外（廃止された年少扶養控除などを計算対象に含めるため、所得税課税世帯でも対象になる場合があります。詳しくはお問い合わせください）
申請に必要な物
世帯全員の健康保険被保険者証、認め印

■心身障害者医療費助成（事前申請必要）

対 ○身体障害者手帳1級・2級または3級のいずれかの交付を受けている方
○療育手帳AまたはBの交付を受けている方
○身体障害者手帳3級～6級と療育手帳Bの両方の交付を受けている方
※身体障害者手帳3級または療育手帳Bのどちらかのみをお持ちの方で、所得税課税世帯の方は原則対象外（廃止された年少扶養控除などを計算対象に含めるため、所得税課税世帯でも対象になる場合があります。詳しくはお問い合わせください）
申請に必要な物
身体障害者手帳または療育手帳、健康保険被保険者証、認め印

制度を利用するには？

市内の病院などに掛かるとき
病院などの窓口にて、必ず健康保険被保険者証と受給者（資格）証を提示してください。保険診療分の医療費は無料になります。

※小中学生は、四国中央市急患医療センター及び新居浜市医師会内科・小児科急患センターでは、受給資格証の使用はできません。県外の病院などにかかるときと同様の手続きをしてください
県外の病院などに掛かるとき
病院などの窓口でいったん自己負担額を支払い、次のものを持って各庁舎市民窓口センターで払い戻しの請求手続きを行ってください。
申請に必要な物
領収書（保険適用点数などが記載されているもの）、受給者（資格）証、認め印、口座番号の確認できるもの、高額療養費支給決定通知書など（健康保険から高額療養費の支給がある場合）

助成金請求書の用紙は、各庁舎市民窓口センターに備え付けています。

※いずれの医療費助成も、生活保護法による医療扶助を受けている方や健康保険に加入していない方は対象外
※他の制度による医療給付などを受けられる場合は、そちらを優先してください

申請場所

各庁舎市民窓口センター

問 国民健康保険課 福祉医療係

28・6017

電源立地地域対策交付金を活用して

電源立地地域対策交付金は、発電用施設が所在する自治体などに交付されており、公共用施設整備など住民の利便性向上や地域の活性化を目的とした事業に活用されています。

本市では、平成27年度は新宮地域の福祉バスの運行事業と新宮方面隊本部指令車整備事業に活用し、地域住民の安全・安心を確保するための取り組みを行いました。



問 企画課 28・6005

違法な不用品回収業者を利用しないでください

トラックや空き地の不用品回収、ポストに投函される不用品回収のチラシのような不用品回収業者は許可を得ず、無許可で営業している者がほとんどです。違法な回収業者によって回収された不用品の多くが、不法投棄や海外輸出などの不適正処理につながっており、無料で回収するとうたっているにもかかわらず高額な料金を請求されたというトラブルも発生しています。

回収された廃家電は、電池やプラスチックを含むため発火・延焼の危険が高く、冷蔵庫、エアコンにはオゾン層の破壊や地球温暖化を引き起こすフロンガス、古いテレビには有害な鉛が含まれているため、適切に処分しないと、環境汚染につながります。

このような環境破壊やトラブルに巻き込まれないためにも、不用品は不用品回収業者に引き渡さずに、適正な処分をお願いします。

生活環境課 クリーンセンター
28・6015

後期高齢者医療被保険者証の更新などについて

■被保険者証が新しくなります

現在お持ちの被保険者証（薄桃色）の有効期限は、7月31日（日）です。

8月1日（月）からは、新しい被保険者証（青色）に変わります。

対 75歳以上の方

○65歳～74歳の一定の障がいがある方（申請により愛媛県後期高齢者医療広域連合の認定を受けた方）

一部負担割合

1割または3割

※平成27年中の所得により決定

交付の時期

新しい被保険者証は7月下旬に郵送します。8月直前になっても届かない場合や不明な点はお問い合わせください。なお、8月以降新たに75歳となる方の被保険者証は、誕生日の前月に郵送します。新しい被保険者証が届いたら、住所・氏名や一部負担割合などを必ず確認してください。

■限度額適用・標準負担額減額認定証

「限度額適用・標準負担額減額認定証」も7月31日（日）が有効期限です。現在保有していて次の要件を満たしている方は、被保険者証と一緒に送りますので、申請の必要はありません。新規交付が必要な方は、お問い合わせください。

要件

- 保険料の滞納がない
- 平成28年度の住民税が非課税の世帯
- 世帯内に所得の未申告者がいない

■保険料の通知書を送付します

平成28年度の保険料額決定通知書

ペットボトルを正しく分別しましょう

ペットボトルは回収された後、再生プラスチックとして活用されています。正しく分別されるほどリサイクル率も高まり、ごみの減量化につながります。一人ひとりの心がけでごみを減らすことができますのでご協力をお願いします。

ペットボトルの分別方法

- ①キャップを外す。キャップは燃えないごみとして出してください。ペットボトルに残ったリングや飲み口を無理に取る必要はありません。
- ②中を水洗いする。異物は取り除いてください。
- ③フベルはがして燃えるごみとして出してください。
- ④きれいになったペットボトルはつぶして透明または半透明の袋に入れて出してください。

生活環境課 クリーンセンター
28・6015

第24回参議院議員通常選挙

参議院議員通常選挙が次のとおり行われます。忘れずに投票しましょう。

- 投票日 7月10日（日）
- 公示日 6月22日（水）

を7月中旬にお送りします。保険料は、一人ひとりに等しくかかる「均等割額」と所得に応じた「所得割額」の合計額です。

均等割額 4万6308円
所得割率 9・16%

※詳しくは、被保険者証と同封する「制度のご案内」をご覧ください

問 国保医療課 後期高齢者医療係
28・6017

ひとり親家庭自立支援制度の改正について

4月からひとり親家庭の自立支援策が強化され、給付金などの支援の範囲が拡大されました。

■高等職業訓練促進給付金

養成機関に通学する年数が2年以上から1年以上に短縮され、給付金支給期間が2年から3年に延長されました。また、対象資格も増えました。

対象資格

看護師、准看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士、社会福祉士（新規）、製菓衛生師（新規）、調理師（新規）

■自立支援教育訓練給付金

教育訓練給付金の支給額が、20万円を限度に受講費用の60%に相当する額に増えました。

国民年金保険料免除などの申請について

保険料が納め忘れの状態や、障がいや死亡といった不慮の事態が発生すると、障害年金や遺族年金が受けられなくなる場合があります。

経済的な理由などで国民年金保険料を納付することが困難な場合には、保険料の納付が免除・猶予となる保険料免除制度や納付猶予制度があります。

納付猶予制度の対象者が、30歳未満から50歳未満に拡大されました。平成28年度の免除などの受け付けは7月1日から開始され、平成28年7月分から平成29年6月分までの期間の申請となっています。また過去の未納分は、申請書を提出する日から2年1か月前までさかのぼって申請できます。

平成28年度 免除割合と年金額への反映

区分	免除割合（納付すべき保険料/月）	老齢基礎年金の計算
全額免除	全額免除	免除された期間は8分の4として計算
一部免除	4分の3免除（4,070円/月）	免除された期間は8分の5として計算
	半額免除（8,130円/月）	免除された期間は8分の6として計算
納付猶予（50歳未満）	4分の1免除（12,200円/月）	免除された期間は8分の7として計算
	納付猶予	猶予された期間は算入されません

ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支給給付金

これまでは高等学校を卒業していないひとり親家庭の親に対して、高等学校卒業程度認定試験（講座指定あり）の合格を目指す場合に費用の一部を助成していましたが、ひとり親家庭の児童についても支給の対象となりました。

受給にあたっては事前相談が必要ですので、詳しくは母子・父子自立支援員にご相談ください。

問 ども課 28・6027

甲種防火管理者新規資格取得講習会の案内

日7月21日（木）・22日（金）

場消防防災センター3階 大会議室

対 次の施設で防火管理を任せられた方

○自力避難困難者が入所する老人ホームなどで収容人員が10人以上の施設

○飲食店・旅館・病院・社会福祉施設

などで収容人員が30人以上の施設

○共同住宅・学校・図書館など収容人員が50人以上の施設

○工場など従業員が50人以上の施設

定100名（先着順）

募7月20日（水）まで

申 問 消防本部 予防課

28・6938



※納付すべき一部の保険料を納付されない場合、未納と同じ扱いとなるためご注意ください

手続き方法

年金手帳、認め印を持参して、各庁舎市民窓口センターへお申し込みください。

※退職や失業により申請を行うときは、雇用保険受給者資格者証や雇用保険被保険者離職票なども持参してください

問 新居浜年金事務所

0897・35・1300

市民窓口センター 28・6018

7月は社会を明るくする運動 強調月間です

7月1日の「更生保護の日」から1か月間は「社会を明るくする運動」犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラを強調月間です。

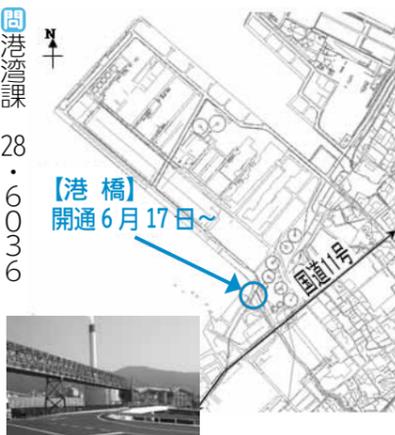
犯罪や非行を生むのも地域社会、過ちを犯した人たちを立ち直らせるのも地域社会という認識のもと、青少年の健全育成・更生などの援助を図り、地域ぐるみで犯罪のない明るい社会の実現を目指します。

期間中、各所で街頭啓発を行いますのでご理解とご協力をお願いします。

問 「社会を明るくする運動」四国中央市推進委員会事務局 28・6023

港橋が開通しました

港橋（村松町～三島紙屋町）については、老朽化のため、平成21年5月から通行止めを行い、架替工事を実施してまいりました。このたび、架橋及び道路取付工事が完了し、全面開通しました。



港橋開通 6月17日～

下水道排水設備工事責任技術者試験及び受験講習について

- 受験講習
 - 日 9月30日（金）
 - 場 松山市役所11階 大会議室
 - （松山市一番町四丁目7番地2）
 - 料 4千円
- 試験
 - 日 11月5日（土）
 - 場 松山大学（松山市文京町4番地2）
 - 料 4千円
- 申込受付期間（試験・講習会とも）
 - 8月8日（月）～9月16日（金）
 - ※申し込みは郵送のみ（消印有効）

一般財団法人自治総合センター コミュニティ助成事業

- 助成事業（助成額）
 - 一般コミュニティ助成事業
 - コミュニティ活動に直接必要な設備の整備に関する事業（100万円～250万円）
 - 市民交流課 28・6014
- コミュニティセンター助成事業
 - 住民の需要に応じた機能を有する集会所の建設整備に関する事業（対象となる総事業費の5分の3以内の額。ただし、1500万円が上限）
 - 市民交流課 28・6014
- 地域防災組織育成助成事業
 - 自主防災組織が行う災害の被害防止活動及び軽減活動に直接資するものの整備に関する事業（30万円～200万円）
 - ※市が認める自主防災組織対象
 - 安全・危機管理課 28・6934
- 青少年健全育成助成事業
 - 青少年健全育成に資するため主として親子で参加するソフト事業（30万円～100万円）
 - 生涯学習課 28・6046
- 注意事項
 - この募集は、平成29年度に実施する予定の事業が対象です。希望回

※7月8日（金）から下水道課窓口で申込用紙を配布します

申問 東京都下水道サービズ株式会社 03・3241・0818 〒100・0004 東京都千代田区大手町二丁目6番2号 日本ビル内

市民プールオープン

■伊予三島運動公園プールオープン

日 7月20日（水）～8月28日（日）

10時～18時

※8月15日（月）は無料開放日

申 中学生以上 200円

小学生 100円

備 小学生3年生以下及び泳げない子は、浮き輪やライフジャケットなどの着用をお願いします。

申 伊予三島運動公園体育館 28・6071

狩猟免許試験のお知らせ

日 第1回 8月2日（火）9時～

第2回 9月11日（日）9時～

場 県東予地方局西条第2庁舎（西条市丹原町池田1611）

■試験の種類

網猟免許、わな猟免許、第1・2銃猟免許

第1回 7月5日（火）～7月19

体などは必ず期限内にお申し込みください。○自治総合センターの実施要綱に変更があった場合、提出された書類の修正をお願いすることがありますのでご了承ください。

申 一般財団法人自治総合センター <http://www.jichi-sogo.jp/>

ボランティア市民活動研修会 参加者を募集します

現代社会に求められているボランティア市民活動について、各分野にわたる知識や技術を学び、自らの活動に生かすとともに、市民の参加と協働によるまちづくりを、より魅力的に推進していくことを目的に開催します。

回	とき	内容
①	7/14（木） 13:30～15:30	ボランティア活動の基本
②	7/21（木） 13:30～15:30	未来に繋がる地域づくり
③	7/28（木） 13:30～15:30	ボランティアグループからNPO法人へ音楽を通じた活動の10年間
④	8/4（木） 13:30～15:30	地域課題解決に向けて
⑤	8/25（木） 13:30～15:30	起業・NPOの活動

※全部または一部でも参加できます

場 福祉会館1階 ボランティア室

日（火）※消印有効
第2回 7月5日（火）～8月29日（月）※消印有効
※そのほか提出書類など、詳しくはお問い合わせください

申 県四国中央森林林業振興班 23・2393

狩猟免許更新にかかる適正試験などのお知らせ

日 7月21日（木）9時～

場 愛媛県産業技術研究所紙産業技術センター 研修室

対 狩猟免許を受けており、免許の有効期間が平成28年9月14日に満了の方

募 7月7日（木）まで

※そのほか提出書類など、詳しくはお問い合わせください

申 県四国中央森林林業振興班 23・2393

募集

地域公共交通会議の委員募集

地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため、地域公共交通会議委員の一部を公募します。なお、地域公共交通活

性化協議会委員も兼任します。

対 本市に住所を有し、ほかの審議会・委員会などの委員でない方

日 2名以内（任期2年）

募 7月1日（金）～7月22日（金）

申 住所・氏名・生年月日（年齢・性別、職業、連絡先、活動経歴、応募の理由（動機）を明記（様式任意）し、郵送・ファクス・Eメールのいずれかでお申し込みください。

謝 謝礼 出席1回につき7200円

備 書類審査により選考し、選考結果は全員に通知します。

※会議は年間3～4回開催

申 観光交通課 28・6187

〒799・0497

三島宮川4丁目6番55号

TEL 28・6242

FAX 28・6242

E kanko-kotsu@city.shikokuchuo.shime.jp

自衛隊就職・進学説明会

仕事内容や勤務体系、福利厚生などについて説明します。

日 7月26日（火）18時～19時

場 川之江文化センター3階

※詳細はお問い合わせください

申 自衛隊新居浜出張所 0897・32・5396

14時～17時

○新宮庁舎市民窓口センター

日 申込期間中

手話教室受講生を募集します

初心者の方を対象に、手話教室を開催します。手話を勉強したい方、手話を通してボランティア活動をしてみたい方、気軽に参加しませんか。

■三島会場

日 7月8日～8月12日 毎週金曜日

19時30分～21時30分

場 福祉会館1階 ボランティア室

募 7月5日（火）まで

講 手話サークルつくし

※資料は当日配布します

■土居会場

日 7月26日～8月30日 毎週火曜日

19時30分～21時

場 土居福祉センター1階 多目的室

募 7月19日（火）まで

講 手話サークルてまり

定 各会場20名 料 無料

申 ボランティア市民活動センター 28・6039

市営住宅の入居者（空き家待ち）募集

市営住宅の空き家待ち募集を行います。

日 7月1日（金）～7月15日（金）

8時30分～17時 ※土・日曜を除く

申 申込期間中の臨時受付窓口

○川之江庁舎1階住宅臨時窓口

日 7月5日（火）、12日（火）

13時30分～17時

○土居庁舎1階住宅臨時窓口

日 7月6日（水）、13日（水）

住宅用リチウムイオン蓄電池システム設置費補助金申請受付開始

補助金額

蓄電容量が1キワット以上の蓄電池に対し、実支出額と10万円のいずれか少ない額（上限10万円）

○平成28年4月1日以降にシステムを設置した方

○自ら居住する市内の住宅などにシステムを設置した方、または、自ら居住するためにシステム付きの住宅などを購入した方

○世帯全員が市税を滞納していない方

【募】7月13日（水）9時～

【申】市補助金交付申請書など一式 ※提出書類や添付書類、申請手続きなど、詳しくは、市ホームページをご覧ください。生活環境課までお問い合わせください。

【申問】生活環境課 環境政策係
28・6145

「知事とみんなの愛顔でトーク」の傍聴者募集

県では、知事が地域住民の方と気軽に意見交換を行い、ご意見・ご要望をお聞きし、可能なものから県政に反映させていきたいと考えてお

り、次のとおり「知事とみんなの愛顔でトーク」を開催します。会議は、公開で実施しますので、傍聴を希望される方はお申し込みください。

【日】7月22日（金）14時30分～17時

【場】マリンパーク新居浜 大研修室（新居浜市垣生3丁目324番地）

【定】50名（先着順）

【申】7月19日（火）までに郵便・電話・ファクス・Eメールのいずれかで住所、氏名、電話番号を明記（連絡）し、お申し込みください。

【申問】東予地方局 地域政策課

0897・56・1300

〒793・0042

西条市喜多川796・1

【FAX】0897・56・13008

【Eメール】tou-seisaku@pref.ahime.jp

災害時外国人支援事業

地震や津波など大規模災害時に、被災した外国人市民に対して、どのような支援が必要なのかを学びましょう。

【日】7月24日（日）9時30分～

【場】消防防災センター

【定】40名程度 ※託児あり

【申】電話・ファクス・Eメールのいずれかでお申し込みください。

【講】NPO法人 多文化共生マナージャー全国協議会 講師

【申問】市民交流課 国際交流係

28・6014

【FAX】28・6056

【Eメール】kokusai@city.shikokuchuo.ahime.jp

金婚・ダイヤモンド婚の「案内

9月の敬老会で「金婚夫婦のお祝い」や「ダイヤモンド婚夫婦のお祝い」を行います。該当の方は、各庁舎福

祉窓口・各公民館に備え付けてある申請用紙でお申し込みください。

【金婚夫婦】

市内在住で昭和41年1月1日から12月31日までに結婚された方

【ダイヤモンド婚夫婦】

市内在住で昭和31年1月1日から12月31日までに結婚された方

【募】8月5日（金）まで

【申問】高齢介護課 28・6024

川之江庁舎 28・6182

土居庁舎 28・6321

新宮庁舎 28・6403

愛顔つなぐえひめ国体・えひめ大会文化プログラム事業を募集します！！

文化プログラムとは、国体行事の一つで、関係団体や県民のみなさんが、愛媛の特性を生かした文化・芸術活動を実施し、全国から訪れる方や県民の方に愛媛の魅力を発信する事業です。

応募いただいた文化・芸術イベントなどを、えひめ国体のホームページや冊子などで全国にPRします！両大会と一緒に盛り上げ、全国から訪れる選手や観覧者と文化・芸術を通じて交流を深めていただけます♪

【募集期間】12月12日（月）まで

【実施期間】平成29年4月1日（土）～12月31日（日）まで（期間中何日でも可）

【実施場所】県内であればどこでも可

【対象となる行事・イベント】

- 愛媛県の文化・芸術を紹介する事業
- スポーツに関連する文化・芸術事業
- その他文化プログラムの目的に沿うと認められる事業例）写真展、スポーツ絵画展、音楽祭、郷土芸能発表会など

※例年実施しているイベントなども応募可能です！

【PR方法】平成29年4月～（ホームページなど）平成29年9月～（ホームページ、冊子など）

【お問い合わせ】県国体総務企画課 089-947-5454

愛称募集のお知らせ

ものづくりを共通の基盤とする四国中央市、新居浜市、西条市の東予3市では、全国に向けての知名度向上を図り、移住・定住の促進をはじめ、産業振興や観光などの事業を効果的に行うため、3市圏域の愛称を8月から募集します。

東予3市では、今年3月に東予ものづくり三市連携推進協議会を設置し、3市が抱える共通の課題に連携して対応し、地方創生の取り組みを推進しています。

愛称募集の詳細は広報8月号でお知らせします。

【企画課】28・6005

四国中央市男女共同参画審議会の委員を公募します

本市では、男女共同参画に関する施策について調査審議する、四国中央市男女共同参画審議会を設置し、委員の一部を公募します。

【定】2名

【任期】2年

【開催回数】年2回程度

【報酬】出席1回につき7200円

【応募資格】

○自治基本条例に定める市民（本市に住み、働き、または学ぶ者及び

市内で事業を営み、または活動する者）であり、20歳以上の方

○本市のほかの審議会など合計4以上の委員でない方

○本市の職員を含む行政機関の職員または市議会議員でない方

【募】7月29日（金）まで

【申】住所、氏名、年齢、性別、職業（任意記載）、連絡先（電話番号、及びメールアドレスなど）、応募の動機を明記（様式任意）のうえ、郵送・ファクス・Eメールのいずれかでご応募ください。なお、応募の動機には、男女共同参画社会についての考えや意見を含めて400字以内にまとめてください。

選考方法

公募委員選考会による書類審査を行い、応募者全員に文書で結果を通知します。なお、応募書類は返却いたしませんので、「了」承ください。

【申問】市民交流課 28・6014

〒799・0497

二島宮川4丁目6番55号

【FAX】28・6057

【Eメール】josei@city.shikokuchuo.ahime.jp

相談

特許相談について

特許相談では、特許・商標・著作

権などの知的財産権や不正競争などについて、弁理士が無料で相談に応じています。ぜひご利用ください。

【日】8月1日（月）13時～16時

【申】相談日の5日前までに電話予約

【場】申問 四国中央商工会議所 特許相談係 58・3530

登記法律相談・公正証書相談会

【日】7月29日（金）10時～15時

【場】福祉会館3階 会議室1

【内】土地建物の登記相談、訴訟・債権整理などの法律相談、土地の境界問題、会社の登記、遺言・成年後見・各種契約などの交渉手続きの相談など

【問】愛媛県土地家屋調査士会

089・943・6769

愛媛県司法書士会

089・941・8065

不動産のことならお気軽に「不動産無料相談」

【日】7月14日（木）13時～17時

【申】平日の13時～17時に電話予約

【場】申問（公社）愛媛県宅地建物取引業協会 四国中央地区連絡協議会（宇摩建設会館3階） 24・2235

東予若者サポートステーション出張（無料）相談

お仕事をされていない若者の自立を総合的にサポートします。

【日】7月4日（月）・11日（月）・25日（月）13時～17時

【場】ハローワーク四国中央1階 相談室

【対】就職でお悩みの15～39歳の方またはその保護者

【定】4名 ※要事前予約

【申問】東予若者サポートステーション（新居浜市市民文化センター内） 0897・32・21801

【URL】<http://www.i-tsapo.jp>



障がいのある方へ

文字入力講座

【日】7月1日～22日 毎週金曜日

10時～12時

【対】障がいのある方を対象とした、パソコンでの文字入力講座

【料】2千円（テキスト代）

※要事前申し込み

【場】障がいピアサポートセンター 24・0439

障がい者就労支援

【障がい者の就労相談・支援】

就業に向けてのお手伝い、職場での支援、休日の過ごし方などの相談を受け付けています。

また、事業所の方からの障がい者雇用に関する相談なども受け付けていますので、お気軽にご相談ください。

※来所による相談をご希望の方は、事前に電話での予約をお願いします

【日時】日～金曜日 9時～17時30分

【場所】サンハイツ三島中央1階
(三島中央3丁目13番12号)

【ツインあしすとUMサロン】

【日時】7月30日(土) 13時30分～15時

【場所】福祉会館3階 会議室1

【内容】「働く」「学ぶ」について考えよう

【対象】障がいのある方及びその家族の方

【募】7月22日(金)まで

【料】無料

【申請】障害者就業・生活支援センター

【予約】あしすとUM A

23・65558 (ファクス兼)

【Eメール】jobassist@lagoon.ocn.ne.jp

肢体不自由・重症心身障がい児者デイケア「おひさん」

【日時】7月16日(土)・30日(土)

10時～15時

【場所】四国中央市保健センター2階

看護師・理学療法士・作業療法士・言語聴覚士などによる療育や音楽療法、ボランティアによるレクリエーションなど ※要申し込み

【申請】訪問看護ステーション優

59・13380

生活福祉課 障がい福祉係

28・60023

子ども課ひるば活動療育支援事業

【発達に心配がある未就園・未就学のお子さんの親子あそびと相談のひるば(ミニクラブ)】

【日時】週2回(火曜日・金曜日)

【場所】みしま児童センター・川之江児童館

【内容】親子遊びや音楽療法、相談支援など。

【主な活動】七夕まつり、縁日ごっこ、水遊びなどをします。

【問】社会福祉法人澄心ほげほげ

0800・4659・8014

愛媛県版ヘルプカードが始まります

ヘルプカードは、障がいのある人などが主に外出時に困ることが起こったとき、「困っていること」や「手助けがほしい」ことを周囲の人に伝え、障がい特性に応じた支援を受けやすくするためのカードです。

例えば…

■災害時の避難のとき

ヘルプカードを周囲の人に示し、安全に避難できるように配慮や協力を依頼します。

■パニックや発作、急な体調不良に見舞われたとき

ヘルプカードの記載内容を周囲の人が確認し、適切な対応や配慮を行ったり、緊急連絡先に連絡します。

■道に迷ったとき

ヘルプカードを周囲の人が確認し、道案内や支援機関などへのつなぎを行います。

■ちよっと手助けがほしいとき

ヘルプカードを使って、具体的な手助けを依頼します。

※7月1日(金)から各庁舎生活福祉課で配布を始めるので、ご希望の方はお越しくください

【問】生活福祉課 障がい福祉係

28・60023

障がい者(児)のための家族教室

障がい者のご家族のために病気に對する理解や情報共有を目的に教室を開催します。専門講師が、ご家族の健康も含め、病気に對する理解を深めていただけるようお話しします。ぜひ、この機会に一度参加してみませんか。

【日時】7月29日(金) 13時30分～15時

【場】四国中央市保健センター1階

【内】わが子のために知っておきたい!

○成年後見制度と障害年金について

○座談会

【対】精神疾患などの方のご家族

【募】7月27日(水)まで

【講】加地直樹さん(司法書士)、市年金係

【問】生活福祉課 障がい福祉係

28・60023

地域活動支援センター風楽里

58・70333

重症心身障がい児者の相談・支援

【日時】随時(「デイケア「おひさん」共催)

【問】社会福祉法人澄心ほげほげ

0800・4659・8014

第1回精神障がい者当事者学習会

同じ悩みを持つ人同士、病気や生活の中の工夫などについて、ともに語り学びましょう。

【日時】7月14日(木) 14時～15時30分

【場】四国中央市保健センター1階

【内】病気について

生活習慣病にならないために

【申請】地域活動支援センター風楽里

58・70333